

## 後見制度の推進等に関する提言

後見制度の推進等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市民後見人の養成等市町村における体制の整備を推進していくため、市民後見推進事業の継続及び予算措置の拡充を図ること。
2. 現行の成年後見制度では、被後見人等死亡後の手続や医療行為への同意等、成年後見人等が第三者である場合に権限が付与されていない行為を行うことができるよう、制度の改善・改正について早急に取り組むこと。  
また、成年後見制度に係る体制整備をより一層進めるため、相談・手続支援や後見人の人材育成等を行う広域的な体制を整備すること。
3. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。
4. 裁判員候補者等に対して支給される日当については、個々の生活実態に応じて、適切な額となるよう見直すこと。